英学者本田増次郎の改姓をめぐって

長谷川勝政

１．　はじめに

福原麟太郎監修の『ある英文教室の 100 年』に、英学者[(1)] 本田増次郎（1866-1925）に関して次のような記述[(2)]がある。なお、冒頭の嘉納とは、嘉納治五郎（1860-1938）のことである。

> 嘉納はこの外遊に際し、講道館留守中の事務を西郷四郎（これが姿三四郎のモデル）、岩波静弥と本田増次郎の 3 人に托した。この本田増次郎の名が嘉納伝の決定版とも正伝とも言ってよい講道館発行の『嘉納治五郎』の索引から落ちているのは残念である。本文中には本田に関する若干の記述はあるが。またさらに嘉納伝の中にあっていちばん弘文館に関する説明が豊富である横山健堂『嘉納先生伝』（同書 pp. 282-87 参照）が本田増次郎を本田存（ありや）と混同している[(3)]のはきわめて残念である。

確かに福原の言うとおり、『嘉納治五郎』の 1964 年の初版および 1977 年の再版のいずれを見ても、その索引に本田増次郎の名は見出せない。また、福原が指摘した本田増次郎と本田存を混同した横山健堂の『嘉納先生伝』にある弘文館に関する記述は、以下の通りである。

> 弘文館の事は、今日、知る者が甚だ少ない。先生は學習院教授として日夜思ひを致しつつも、内に於ては講道館、嘉納塾を経營する旁、更に弘文館を經始したるものにして、その創業は、明治十五年、講道館、嘉納塾に次いで、間もなく始まつたものであらうと思ふが、當初の學生は如何なる人々であつたか、今日に於て之を詳にすることを得ない。そして廿一年十月、宗像逸郎、<u>本田存</u>二人の卒業とともに終了したものであるから、約七年に渉る教育事業であるが、その規模大ならず。學生も亦た少數だつた[(4)]ので、弘文館の名は著聞するに至らなかつたけれども、その内容は充實し、師弟ともに努力の結晶ともいふべきものがあつた[(5)]。　　（下線は引用者）

ここに言う本田存は、勿論、誤りで本田増次郎が正しい。本田自身、『英語青年』に書

いた一文でこの弘文館について触れており、「最後まで留つたのが二人の塾生だけで、明治二十二年の九月嘉納先生の渡歐前に、兎も角七年の課程を修了して第一回卒業の榮を荷ひ、同時に弘文館は廢校となつた。此二人は誰あらう、現時仙臺市の第一中學校長たる宗像逸郎君と斯く申す自分とである」(6) としている。また、桜蔭高等女学校第 2 代校長の宮川久子は、1900 年頃の女子柔道を回顧して、「当時は、嘉納先生も時々はお教へ下さいましたが、主として本田存、本田増次郎両先生が御教授下さいました」(7) としており、2 人は別人である。

この横山の『嘉納先生伝』は 1941 年 4 月に、嘉納治五郎没後 3 年祭に合わせて刊行されたものであるが、1925 年に没した本田増次郎に関する記憶は、既にこの時点で講道館関係者の間でさえ、希薄化していたことになる。柔道家として晩年に至るまで活躍したのであれば、かかる事態は避けられたであろうが、本田の場合、弘文館卒業後まもなく英語教育の世界に身を転じ、さらに 1905 年の渡米後はジャーナリズムや外交の分野で活躍し、1913 年の帰国後は引き続き外務省の仕事を主体に、英文学などに関する著述を続けて行ったことから、晩年まで嘉納との親密な交友はなされた (8) ものの、柔道中心の講道館側から見た場合、講道館や弘文館（以下、嘉納塾と総称する）の草創期を支えた本田の事績はその名とともに忘却の淵に立たされていたと言えよう。

実は、本田は一時期「大倉」の姓を名乗っていた。結論を先に言えば、その期間は本田が嘉納塾で学んだ時期とほぼ重なっており、そのことも、本田増次郎の名が急速に講道館関係者の記憶から遠ざかって行った大きな要因であったと考えられる。大倉増次郎＝本田増次郎という事実関係が見過ごされた時、そこに誤認識の生まれる素地が醸成される。

そこで本稿において、残された資料や記録を基に本田が大倉の姓を名乗っていた期間とその意味を明らかにしておきたい。

２． 改姓の事実関係

本田が大倉の姓を称し始めた時期及び旧姓に復した時期については、戸籍の調査によるのが最も確実であり、それは謄本で確認出来るはずである。筆者の手元に、1940 年 12 月 23 日に取得した謄本があり、本田増次郎が、本田笹勇（筆者母方の祖父）の義父竹四郎の実弟に当たるため、笹勇が戸主であった時期のこの謄本に本田増次郎に触れた部分がある。

<table>
<tr><td colspan="6">明治貳拾五年拾貳月八日本村大字打穴上大倉政八養嗣子離縁復籍
　大正拾四年拾壹月貳拾五日午前参時参拾分東京市小石川区西古川町貳拾参番地ニ於テ死亡同居者山本はな(9) 届出同月同日小石川区長益田貫一受付同月貳拾六日送付
　以下余白</td></tr>
<tr><td>叔父</td><td>父母</td><td>亡　本田杢蔵
亡　　やゑ</td><td>三男(10)</td><td>増治郎(11)</td><td>出生
慶応元年拾壱月貳拾九日</td></tr>
</table>

（下線は筆者）

これにより、1892 年 12 月 8 日に大倉政八と養子縁組を解消していたことが判る。しかし養子縁組をした時期は記されていない。そこで、時代を遡るため除籍謄本をとって確認を試みたが、それ以前の戸籍簿そのものが保存されておらず、確認が出来なかった。

実は、この戸籍を記録している岡山県久米郡美咲町の町役場は、1953 年 9 月 23 日に火災に見舞われている。後日戸籍簿は再製されたものの、古い年代の戸籍にまで再製の手続きが及ばなかったのであろうか。いずれにしても戸籍謄本では確認出来ないことが明らかとなったので、代替策として、残された書簡の差出人名が大倉増次郎であるか本田増次郎であるかを、時系列的に捉え直すことで対応することにした。

調査の対象とした書簡は全て笹勇の孫である本田穣（筆者母方の従兄）の手元に保管されている。他に年月日の判明しない書簡も存在するが、それらは本調査の対象からは外した。

書　簡　日　付	宛　名	差出人名	所　　属
1882 年 2 月 2 日	本田杢蔵	本田増次郎	吉岡寛齋（福渡）
1884 年 8 月 28 日	本田杢蔵	本田増次郎	嘉納塾（東京）
1885 年 2 月 15 日	本田杢蔵	本田増次郎	嘉納塾（東京）
1886 年 9 月 24 日	本田杢蔵	大倉増次郎	嘉納塾（東京）
1887 年 9 月 14 日	本田杢蔵	大倉増次郎	嘉納塾（東京）
1888 年 2 月 6 日	本田杢蔵	大倉増次郎	嘉納塾（東京）
1889 年 12 月 28 日	本田杢蔵	大倉増次郎	嘉納塾（東京）
1890 年 10 月 9 日	本田杢蔵	大倉増次郎	嘉納塾（東京）

1890 年 10 月 20 日	本田竹四郎	大倉増次郎	嘉納塾（東京）
1891 年 1 月 20 日	本田杢蔵	大倉増次郎	嘉納塾（東京）
1891 年 2 月 22 日	本田杢蔵	大倉増次郎	嘉納塾（東京）
1891 年 11 月 10 日	本田杢蔵	大倉増次郎	第 5 高等中学校（熊本）
1891 年 12 月 5 日	本田竹四郎	大倉増次郎	第 5 高等中学校（熊本）
1892 年 2 月 4 日	本田杢蔵	大倉増次郎	第 5 高等中学校（熊本）
1892 年 3 月 13 日	本田杢蔵	大倉増次郎	第 5 高等中学校（熊本）
1892 年 4 月 12 日	本田杢蔵	大倉増次郎	第 5 高等中学校（熊本）
1892 年 5 月 20 日	本田杢蔵	大倉増次郎	第 5 高等中学校（熊本）
1893 年 11 月 25 日	本田杢蔵	本田増次郎	高等英学校（大阪）
1894 年 5 月 13 日	本田杢蔵	本田増次郎	高等英学校（大阪）

以上の書簡データより、本田は親族宛の書簡においても、一定期間、姓を大倉と表示しており、復籍に合わせて差出人名を元に戻していることから、戸籍と連動させていたと考えられ、差出人名の書簡における表示の信憑性は高い。したがって養子縁組により改姓した時期は、1885 年 2 月 16 日から 1886 年 9 月 23 日までの間だと考えられる。

３． 徴兵令との関係

それでは何故本田は養子縁組し改姓したのか。明治期、指南書まで出版され、巷間に流布していた徴兵忌避であろうとは容易に想像出来るが、そう断定するためには、先ず当時の徴兵制度を検討しておく必要がある。

先ず大倉の姓を称し始めたと考えられる期間は、1883 年 12 月 28 日付太政官第 46 号布告の改正徴兵令が施行されていた時期に当たる。この当時の徴兵制度はその第 1 条で「全國ノ男子年齢満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ者ハ總テ兵役ニ服ス可キモノトス」と定めてはいたが、第 3 条で「常備兵役ハ別チテ現役及ヒ豫備役トス其現役ハ三個年ニシテ年齢満二十歳ニ至リタル者之ニ服シ其豫備役ハ四個年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス」の定めがあり、いわゆる常備兵役（現役 3 年、予備役 4 年の計 7 年）がその根幹に据えられていた。したがって、満 20 歳から 27 歳が実質的な徴兵の対象であったが、実際には抽選で兵役を課す方法がとられ、また多くの免除や猶予の規定もあった。1883 年の改正徴兵令の免除及

び猶予の規定は以下の通りである。

第三章　免除及ヒ猶豫

第十六條　兵役ヲ免除スルハ廢疾又ハ不具等ニシテ徵兵檢査規則ニ照シ兵役ニ耐ヘサル者ニ限ル

第十七條　左ニ掲クル者ハ徵集ヲ猶豫ス

但其年補充員不足スルトキ又ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵員ヲ要スルトキハ之ヲ徵集ス

第一項　兄弟同時ニ徵集ニ應スル者ノ内一人及ヒ現役兵ノ兄或ハ弟一人

第二項　現役中死没又ハ公務ノ為メ負傷シ若クハ疾病ニ罹リ免役シタル者ノ兄或ハ弟一人

第三項　戸主年齢満六十歳以上ノ者ノ嗣子或ハ承祖[12]ノ孫

第四項　戸主廢疾又ハ不具等ニシテ一家ノ生計ヲ營ムコト能ハサル者の嗣子或ハ承祖ノ孫

第五項　戸主

第十八條　左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徵集ヲ猶豫ス

第一項　教正[13]ノ職ニ在ル者

第二項　官立府縣立學校（小學校ヲ除ク）ノ卒業証書ヲ所持スル者ニシテ官立公立學校教員タル者

第三項　官立大學校及ヒ之ニ準スル官立學校本科生徒

第四項　陸海軍生徒海軍工夫

第五項　身体未タ定尺ニ満タサル者

第六項　疾病中或ハ病後ノ故ヲ以テ未タ勞役ニ堪ヘサル者

第七項　學術修業ノ為メ外国ニ寄留スル者

第八項　禁錮以上ニ該(あた)ル可キ刑事被告人ト為リ裁判未決ノ者

第九項　公權停止中ノ者　（下線は筆者）

本田が養子縁組による改姓をした期間である 1885 年 2 月 16 日から 1886 年 9 月 23 日まで、本田は如何なる状況にあったかであるが、戸籍謄本の記載でも判るように本田の生年月日は旧暦で「慶応元年拾壱月貳拾九日」であり、新暦に直すと、それは 1866 年 1 月 15 日になる[14]。したがって本田は、1885 年 1 月 15 日の時点で既に満 19 歳に達しており、翌年の同日には満 20 歳となり、徵兵にかかる恐れがあった。

本田は弘文館で英語、心理学、理財学等を教授していた時期[15]もあり、学校教員であるともいえたが、それは1886年4月以降のことであり、この段階では一介の書生に過ぎなかった。また、たとえ教えていたとしても、弘文館は私立の学校であるし、そもそも本田が公的な教育を受けたのは小学校のみで、第18条第2項に言う「官立府縣立學校（小學校ヲ除ク）ノ卒業証書ヲ所持スル者ニシテ官立公立學校教員タル者」にも該当しなかった。

したがって、本田が徴兵を避けようとすれば、第17条第3項の「戸主年齢満六十歳以上ノ者ノ嗣子或ハ承祖ノ孫」が、その手段として最も現実的であったろう。もっとも、この条文に言う嗣子に、縁組した養子までが含まれるか否かについては解釈上疑問が残る。以下は岡山県による陸軍省への電報伺とその回答である。

〇岡山縣伺　明治十七年一月廿八日（電報）

改正徴兵令第十七條第三項（戸主年齢満六十歳以上ノ者ノ嗣子或ハ承祖ノ孫）ニ養子養孫ハ含蓄セサルヤ若シ含蓄セサル時ハ相續人ハ如何心得ヘキ哉且令改正前戸主トナル者ハ父六十歳未満ナルモ猶豫ニ属スル哉併セテ御指揮アリタシ

〇陸軍省指令　明治十七年二月六日（電報）

去月廿八日電報伺前段改正徴兵令第十七條第三項ハ養嗣子養承祖ノ孫モ含蓄ス中段相続人ハ猶豫ニ属セス後段十七年一月以降満二十歳トナル者ハ戸主トナルノ日改正前後ヲ問ハス總テ新令ニ據リ処分スル儀ト心得ベシ[16]　（下線は引用者）

このように、陸軍省の指令は嗣子には養子も含まれると明言しているので、大倉政八に子供がない[17]ことを前提に考えれば、養子縁組をする時、大倉政八が60歳以上であれば、この第17条第3項の規定よって、徴兵忌避が可能だったはずである。

そこで、謄本から大倉政八の住所が大字打穴上であったことが判るので、その地域を檀家に持つ両山寺に過去帳の調査を依頼した。その結果、亡くなったのは1895年1月29日、数え歳71歳の時だったということが判った[18]。これから計算すれば、本田が養子縁組による改姓をしたと思われる期間のスタート時、すなわち1885年2月16日に、大倉政八は満60歳になっていたことになる。したがって、本田が満20歳となる誕生日の前日である1886年1月14日までに養子縁組をすれば、合法的に徴兵忌避が出来たのである。

また、明治初期においては、戸長や副戸長が租税の徴収や戸籍・徴兵等にかかわる事務を行い、布達を伝達する役目も担っていたという経緯があり、法令や村落住人の家族構成、

年齢などに関する情報が、彼等のところには集まってきた。本田の父杢藏は副戸長を務めていたから、かかる意味からも、好都合であったと言えよう。そしてなによりも、最終的に本田の姓に復籍したという事実が、養子縁組が大倉政八の後継者になるという、養子縁組本来の目的からなされたものでなかったことを物語っている。この養子縁組は、徴兵忌避のための名目上のものであったと言い切って差し支えないだろう。

本田は徴兵忌避を目的に、大倉姓に改姓した。またその時期は、20 歳になってからでは意味がなく、前述の推定期間 1885 年 2 月 16 日から 1886 年 9 月 23 日まではさらに狭められて、1885 年 2 月 16 日から 1886 年 1 月 14 日（誕生日の前日）までの間と考えるのが妥当と思われる。

４． おわりに

最後に本田が 1892 年 12 月 8 日に復籍した経緯を見て本稿を終えたい。

この時適用される法令は 1889 年 1 月 21 日付法律第 1 号徴兵令と同年 11 月 12 日の改正法令である。この 1889 年の改正は大幅なものであり、本来の理念である国民皆兵がほぼ実現されることになった。その結果、1883 年の改正徴兵令の段階では認められていた各種の免除・猶予の規定もその大部分が外された [19]。

例えば、旧法第 17 条の規定に限って言えば、本田が利用した第 17 条第 3 項「戸主年齢満六十歳以上ノ者ノ嗣子或ハ承祖ノ孫」の猶予規定は、跡形も無く消え失せ、第 1 項、第 2 項、さらには第 5 項の「戸主」でさえ、猶予の対象から外された。1889 年に出版された徴兵令の解説書によれば、この改正の要点は次の通りである。

> 一般成丁（せいてい）者の服役に於て舊令に據れば種々猶豫を得るの原由（げんゆう）となるものありしも新令ハ單に徴集に應ずる時は其家族自活し能はざるの確證あるものに限り本人の願に依り徴収を延期し其事故三箇年を過るも猶已（なおやま）ざるものハ国民兵役に服さしむるものとし就中（なかんずく）此新令に據れば戸主と雖（いえども）も徴集に應して家族の自活し得るものは兵役に就（つ）かざるを得ざるものにて最も著しき改正たり [20]　（下線は引用者）

ここに言うように、戸主さえ徴兵されるという規定は、当時の一般国民にとって正に青天の霹靂であった。なぜなら、それまで採られてきた徴兵忌避の合法的手段は、戸主以外の次男、3 男などが、養子縁組や分家を行って戸主や養子になり、兵役を逃れるというの

が主流であり、戸主そのものが徴集されるということはそもそも念頭になかったからである。

また、資格条件からもともと本田には適用されない規定ではあったが、旧法で認められていた「教正ノ職ニ在ル者」や「官立府縣立學校（小學校ヲ除ク）ノ卒業証書ヲ所持スル者ニシテ官立公立學校教員」などの猶予規定すら無くなり、1889 年の改正以降、大倉政八との養子縁組みを続ける意味はほとんど失われていた。

もっともこの時点であれば、文豪夏目漱石（1867-1916）が、1892 年の 4 月に北海道の親戚に送籍した[21]ように、徴兵令が未施行の地域に戸籍を移し徴兵忌避をすることも出来ない相談ではなかった。既に検討した 1889 年の改正徴兵令の第 7 章附則第 33 条に「本令ハ北海道ニ於テ函舘江差福山ヲ除クノ外及沖縄縣並東京府管下小笠原島ニハ當分之ヲ施行セス」とあり、函館などの地域を除く北海道や、沖縄などに籍を移せば、合法的な徴兵忌避がまだ可能だったことが解る。

しかし、本田は兵役忌避に関して、夏目漱石のような徹底した対応ぶりは見せなかった。満 27 歳の 11 月 30 日になれば現役としての徴兵期間は自動的に満了し、有事でもなければ現役で徴兵されることはない。そこで、1893 年 1 月 15 日に 27 歳になる本田は、その直前の 1892 年 12 月 8 日に、腹を括って縁組みを解消し、復籍したのであろう[22]。

「この時点[23]での徴兵忌避は、戦争に反対するという考え方とは無縁なところから発生しており、前時代からの伝統的観念、つまり社会の構成員が職能によって国家社会の役に立つべきだとの四民（士農工商）観からくる、当然の反発として現われたものといえるだろう。年貢と百姓役を納めていればすんだ百姓が、どうして国家の安寧を維持するための軍役＝武士の役まで負担しなければならないのか、このような考えから、煩悶もなく徴兵令の免役条項を利用した忌避がさかんにおこなわれた」[24]とはいえ、本田も徴兵忌避をした者の一人であった。徴兵制の敷かれた社会にあっては、満 20 歳から満 27 歳の成年男子にとっては特に、それは常に意識の中に存在し続けた重い足かせと言えた。明治、大正、昭和（戦前）を生きた人々を検証する時、この徴兵令の存在を念頭に置きながら進める必要がある。当時の若者が自分の進路を決定しようとする時、それは外せない、しかも文字通りそれで生死が決定される可能性のある重要な判断材料だった。明治新政府の徴兵令は齢 7 歳にして美作の血税一揆を目撃した本田[25]に、満 40 歳を超え予備役の召集が無くなり、徴兵に関わる一切の義務が終了するその日まで影を落とし続けたはずである。

［注］

1）本田増次郎を英学者と表記したが、実際に本田がかかわった分野は多岐に亘っており、英語教育、英文学、翻訳（邦訳・英訳）、留学生教育、婦人教育、動物愛護運動、国内外でのジャーナリストとしての活動、英米での講演活動、国内外に於ける広報外交などがある。

2）福原麟太郎監修『ある英文教室の 100 年』（大修館書店、1978 年）p. 28.

3）筆者が目にした他の混同の例として、飯塚一陽『柔道を創った男たち：嘉納治五郎と講道館の青春』文藝春秋、1990 年がある。以下 p. 56 の記述。

しかし、好事魔多し。明治二十二年八月からの治五郎の留守中、西郷の運命は大きく狂ってしまう。治五郎の留守中、館務を託されたのは彼と岩波静弥（十六年入門）、本田増次郎（十六年入門、のちに存と改名）の三名であったが、治五郎という重しがなくなった二十三歳の名声かくかくたる西郷が、紅灯の巷に身をもちくずしたとしても無理からぬことかもしれない。　（下線は引用者）

また、柔道大事典編集委員会編『柔道大事典』アテネ書房、1999 年の「弘文館」p. 165 の記述も最後の卒業生 2 名を、宗像逸郎と本田増次郎とすべきところ、誤って本田存にしている。

4）弘文館の衰退には徴兵制の問題がからんでいた。本田は、「明治英語學史の一節」『英語青年』第 39 巻第 2 号、大正 7（1918）年 4 月 15 日、p. 45 にその事情を次のように説明している。

政府は官學保護の為か、新に徴兵令を布いて私立學校生徒に猶豫の特典を拒んだ。所が官僚反対の早稲田専門學校などよりも、基礎の未だ固からぬ弘文館が大打撃を被つてしまつた。

「私立學校生徒に猶豫の特典を拒んだ」というのは、1883 年 12 月 28 日の改正を指している。この改正によって、一旦、官立校の生徒のみが猶予の対象となった。その結果福沢諭吉を中心に大反対運動が起こり、それが 1889 年の文部省認定校制度の制定につながって行く。

5）横山健堂『嘉納先生伝』（講道館、1941 年）p. 282.

6）本田雷砧（増次郎）「明治英語學史の一節」『英語青年』第 39 巻第 2 号（大正 7（1918）年 4 月 15 日）p. 45.

7）嘉納先生伝記編纂会『嘉納治五郎』（講道館、1977 年）p. 456.

8）本田は 1922 年 3 月 2 日付本田駒子（本田の姪）宛て書簡で、嘉納治五郎夫妻他 3 名と共に、2 月 27 日、墨田川で雪見の宴を催したことに触れている。また嘉納治五郎と妻女の須磨子が連名で出した、御礼の葉書も残されている。

9）山本はな（1897-1978）：本田増次郎の一人娘。作家山本有三妻女。

10）戸籍上では三男。

11）戸籍上では増治郎。次男本田房吉が萩原家の養子となったことから、増次郎を名乗るようになったと思われる。（下線は筆者）

12）家督を相続する地位にあるの意。

13）教部省の教化政策担当官。神官や僧侶が任じられた。

14）本田は 1891 年に自分の満年齢を調べている。それは 1891 年 11 月 10 日付本田杢藏宛書簡により知られる。以下は該当部分の抜粋。

小生之誕生日ハ十一月廿九日之筈に候処、右ハ旧暦にて不都合故、先日学者に取調べモラヒ候処、右十一月廿九日ハ一月十五日に相当り候故、此後左様御承引被下度、天子様の誕生日も新暦に直り居候事也、実年一月十五日に御座候故、本年二十六歳に御座候、満に致セバ一ケ月半丈ケ若ク相成候

なぜこの時（養子縁組を解消する 1892 年 12 月 8 日のほぼ 1 年前）で、満年齢を確認したか理由は述べられていないが、縁組解消を検討するため、再確認した可能性が高い。

15）「高等師範学校履歴簿」によれば、

明治十六年十月ヨリ　五年十ヶ月間文學士嘉納治五郎ノ設立ニ係ル弘文館ニテ普通學修業ノ後同館本科ニ入リ理財學、哲學、英文學等ヲ修ム

明治十九年四月ヨリ　四年十一ヶ月間同上弘文館ニテ英語、心理學、理財學等ヲ教授ス　（下線は引用者）

とある。

16）弾舜平編纂『改正徴兵事務全書』（津逮閣蔵、1884 年）pp. 7-8.

17）養子縁組期間中の書簡で大倉に対する言及がなされたものは下記の通りであるが、何れも大倉夫妻に触れているだけで、その子供に触れた文言は見出せない。なお引用は該当個所のみである。

①1890 年 10 月 9 日本田杢藏宛書簡

大倉氏夫婦とも病気に候由、何とも気之毒之事御座候、御序之節御見舞悔心宜布奉願候

②1891 年 2 月 22 日本田杢蔵宛書簡

大倉氏へ宜布、もし金に困まられ候様之事アラバ何時にても御申越被下度、少々之事ハ何トデモ致し候覚悟に御座候

③1891 年 11 月 10 日本田杢蔵宛書簡

大倉氏ハ近来如何之様子ニ候ヤ、伺度候

④1891 年 12 月 5 日本田竹四郎宛書簡

大倉政八君丈夫ニ御成られ候趣、結構之事ニ御座候

⑤1892 年 2 月 4 日本田杢蔵宛書簡

一月廿八日之貴書、先日来着、拝誦仕候、大倉儀之事ニツキ御申聞相承申候、此書中、金三円封入候間、其中一円にても弐円にても同氏方へ御年玉トシテ差廻し被下度、残金ハ御手元にて正月之神酒料ニ御用被下度候、同氏方へ別段年頭之書状不差上候て宜敷御申伝被下度、近来殊之外多用にツキ略礼致候旨ヨクヨク御断置被下度候、乍併近来同氏之病気ハ宜敷候ヤ、是亦御見舞宜敷御申上被下度候

18）両山寺（本田増次郎の菩提寺でもある）井上観真（かんじん）住職よりの解答。

前略　大変遅くなりました。お尋ねの件ですが、大倉政八さんの死亡年月日は『明治二十八年一月二十九日行年七十一歳』で打穴上で死亡となっております。合掌

平成十九年十一月二十九日

長谷川勝政様

山主　井上観真

19）もっとも、1 年志願兵制や 6 週間現役兵制によって、官学など高学歴の者や師範学校出身で小学校の教職にある者については、短期の兵役だけで徴兵義務を終了させる優遇策が講じられ、余人を以て代え難い職務の者（官吏、市町村長、助役・収入役）や学術修業の為外国に寄留する者などには、徴集猶予の特典が与えられた。当時の支配階級並びにその予備軍を守るという構図で徴兵令は作られていた。資料「徴兵令の改正」参照。

20）中山鶴齋編集「徴兵令新舊對照畧解」『改正徴兵令』（阪田購文堂版、1889 年）pp. 17-18.

21）夏目漱石の北海道送籍

石川悌二『夏目漱石：その実像と虚像』明治書院、1980 年、p. 97 によれば、「夏目直矩（なおかた）（和三郎）戸主の戸籍謄本では、弟金之助が明治二十五年四月五日に、牛込区喜久井町一番地から同区馬場下町二番地に分籍届出と記載されており、また夏目金之助戸主の戸籍謄本には、同年同月同日に、馬場下町二番地から、北海道へ転籍と記載されている」とい

う。勿論上記引用中、金之助というのは漱石の本名である。そして「この送籍先は北海道後志国岩内郡吹上町十七番地浅岡仁三郎方」（同書 p.80）であったとされている。

荒正人『漱石：人とその作品』日本リーダーズダイジェスト社、1979 年巻末の年譜 p.108 によれば「四月五日（火）、大学生の徴集猶予は、明治二十二年の徴兵令の改正で、二十六歳までと規定されたために、直克の配慮から、期限切れを目前にして、北海道後志国岩内郡吹上町十七番地浅岡仁三郎方に移籍し、一戸を創立する。（浅岡仁三郎は、三井物産営業所の御用商人だったらしい。その後まもなく、浅岡家の住所は、岩内郡岩内町大字鷹台町五十四番地に移る。漱石が移籍したということは、三井物産に勤務している人の好意とされている。）」とある。

また、丸谷才一は「徴兵忌避者としての夏目漱石」平岡敏夫編『夏目漱石Ⅱ』国書刊行会、1991 年、pp.165-188 で、漱石の徴兵忌避に対する罪の意識を、『こゝろ』を題材に分析を試みている。

22) 復籍後 1 年弱が経過した 1893 年 11 月 25 日付父本田杢蔵宛書簡でも、本田は大倉夫妻への仕送りの取り次ぎを依頼している。養子縁組を解消して後も、本田が大倉に対し感謝の念を抱き対応していたことが知られる。

扨、今回金五円也封入差出し候間、可然御取計ラヒ被下度、内三円只今御渡し、アト弐円ハ御歳暮トシテ御渡し被下候ても、如何様にても宜布願上候、目下小生方普請中にて、今月、来月、来年一月杯ハ家之調度に入用多く候間、度々大倉氏へ仕送りハ出来兼候間、二度ニ分ケテ御渡し被下候事、宜布ヤト被存候

（中略）

御母上様始メ御一同様へ宜布願上候

大倉氏夫妻へも宜布願上候

23)「この時点」とは明治初期のことを指す。

24) 加藤陽子「反戦思想と徴兵忌避思想の系譜」近代日本文化論 10『戦争と軍隊』（岩波書店、1999 年）p.141.

25) Masujiro Hond, “The Story of a Japanese Cosmopolite,” *The Herald of Asia* (April 8, 1916) p.78 に、美作の「血税一揆」の目撃談が書かれている。

資料「徴兵令の改正」

	明治 12(1879)年 10 月 27 日	明治 16(1883)年 12 月 28 日	明治 22(1889)年 1 月 22 日 及び同年 11 月 12 日
服役年限	常備軍　3 年 予備軍　3 年 後備軍　4 年	常備兵役　現役　3 年 予備役　4 年 後備兵役　5 年	常備兵役 現役　陸軍　3 年 海軍　4 年 予備役 陸軍　4 年 海軍　3 年 後備兵役　5 年
	国民軍　17～40 歳	国民兵役　17～40 歳	国民兵役　17～40 歳
免役制・猶予制・延期制	終身免役 廃疾・不具・懲役 1 年以上の受刑者 国民軍外免役 戸主、独子独孫 官吏、府県会議員 官公立学校教員 50 歳以上の嗣子 承祖の孫 平時免役 50 歳未満の者の嗣子 学校生徒、陸海軍生徒 医者、官立師範学校卒業生 1 年間徴集猶予 兄弟同時に徴兵にある者	免役制 廃疾・不具による終身免役の外全廃 猶予制 家庭事情によるものはすべて猶予制 以下は猶予 60 歳上の嗣子 承祖の孫 戸主 兄弟両方が徴集された場合、そのうちの一人其事故ある間猶予 官立公立学校教員 官立大学・学校本科生徒 陸海軍生徒、学業の為留学	免役制 同左 猶予制　→　延期制 家庭事情によるものは延期制へ 明治 16 年の時点での猶予はすべて廃止 ただし 20 条で貧困者優遇 21 条で官立学校・文部省指定校の在学生については 26 歳迄徴集猶予
代人料	代人料 270 円（国民軍以外免役） 135 円（平時の場合の国民軍以外を免役）	全廃	全廃

志願制・予備幹部養成	規定なし	1年志願兵制 小学校を除く官立府県立学校の卒業証書のある者、経費自弁（看護卒育成）	6週間現役兵制 義務制、官費 17～26 歳以下で官立府県立師範学校の卒業生で、官公立の小学校の教職にある者、現役を終えれば直ちに国民兵役 1年志願兵制 17～26 歳以下中学校卒業程度、経費自弁、幹部養成、予備2年・後備5年

＊ 加藤陽子『徴兵制と近代日本：1868-1945』吉川弘文館、1996年、pp. 46-48より本稿に関係する部分のみ抜粋する形で作成（一部省略・加筆）した。

On Changing Family Name of Dr. Masujiro Honda

Katumasa Hasegawa

An eminent scholar of English language and literature, Masujiro Honda, during a certain period in his life, styled himself Masujiro “Okura”. My purpose in this reference note is to account for the change to that new name.

By studying his family register and examining by date letters he left behind. I have been able to ascertain that the family name of “Okura” was adopted by him for about eight years as a consequence of the aim of a young man of twenty years to avoid the demands of military service imposed in Japan by the military draft system that was current in the Meiji Era. Conscription was to place an enormous physical and mental burden on the nation’s youth. The handbooks, authored by those days’ conscripts, suggest that such training could be evaded by adoption.

Eventually, Masujiro “Okura” re-claimed his true name toward the end of the age of 26, probably because from the age of 27 he ceased to be eligible for military duty in peacetime.

In conclusion we should not forget the conscription system, especially when we think about the career choice of young men lived in the Meiji, Taisho and pre-war-Showa Era.

（『英学史研究』第 41 号、日本英学史学会、2008 年 10 月 1 日、pp. 87-100）